

石垣市市章の使用に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民、法人その他団体等が、石垣市市章(以下「市章」という。)を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「市章」とは、石垣市紋章(昭和42年石垣市告示第5号)に規定する石垣市紋章をいう。

2 市章は次に掲げる場合に使用することができる。

- (1) 市又は市議会が使用する場合
- (2) 市職員がその身分を表すために使用する場合
- (3) 国又は他の地方公共団体が使用する場合
- (4) その他市長が認める場合

(使用基準)

第3条 市章を使用することができる基準は、次のとおりとする。

- (1) 市の尊厳、品位を損なわないものであること。
- (2) 営利又は宗教活動等を目的としないものであること。
- (3) 市の事業と混同されるおそれのないものであること。
- (4) 市章に隣接して他の図形を配置し、市章の一部と混同されるおそれのないものであること。
- (5) 法令又は市の例規(条例、規則、規程及び要綱をいう。)に反していないものであること。

(使用申請)

第4条 市章を使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、石垣市市章使用承認申請書(様式第1号)を提出し、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(使用の承認等)

第5条 市長は、使用の承認をしたときは、石垣市市章使用承認通知書(様式第2号)、使用を不承認とするときは、石垣市市章使用不承認通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、必要があると認めたときは、前項の承認に条件を付することができる。

(使用承認の取消し)

第6条 市長は、前条の規定により市章の使用承認を受けた者(以下「使用者」という。)が、次の各号のいずれかに該当するときは、その承認を取り消すことができる。

- (1) 石垣市市章の使用に関する取扱要綱の規定に違反したとき。
- (2) 使用の申請に虚偽又は不正があったとき。

(3) 使用の承認の条件に違反したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、その使用が適当でないと認められるとき。

2 前項の規定により使用承認を取り消した場合において、使用者に損害が生じても、市は、その責めを負わない。

(使用料)

第7条 市章の使用料は、無料とする。

(使用期間)

第8条 市章の使用期間は、石垣市市章使用承認通知書に記載された期間とする。

(使用結果報告)

第9条 使用者は、市長が使用結果報告を求めた場合は、速やかに報告しなければならない。

(事故等の処理)

第10条 市章を使用した製作物に関する事故又は苦情が発生した場合は、市長へ直ちに報告するとともに、使用者がその責任のもとに必要な措置を講じるものとする。

(事務処理)

第11条 市章の使用に関する事務は、企画部DX課において処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、市章の使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

石垣市市章使用承認申請書

石垣市長様

申請者
住所 (所在地)

氏名 (名称)

(代表者)

下記のとおり市章の使用承認を受けたいので申請します。

使用目的						
使用方法						
使用期間						
添付書類						
担当者連絡先						
上記により市章の使用を許可してよろしいですか。						

決裁	部長	課長	課長補佐	係長	係員	受付年月日
						年 月 日

様式第2号（第5条関係）

第
年
月
号
日

様

石垣市長

石垣市市章使用承認通知書

年　　月　　日付けで申請のあった標記のことについて、石垣市市章の使用に関する取扱要綱第5条の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 使　用　目　的

2 使　用　方　法

3 使　用　期　間

4 そ　　の　他

様式第3号（第5条関係）

第 号
年 月 日

石垣市市章使用不承認通知書

様

石垣市長

年 月 日付けで申請のあった石垣市市章使用承認申請書について、石垣市市章の使用に関する取扱要綱第5条の規定により、下記のとおり通知します。

記

不承認理由	
-------	--